

ID: 815

担当部署: 農政課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条の2第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第90条の2第4項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2</p> <p>4 国、都道府県又は市町村は、第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業により造成された土地を第94条の8第5項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を第94条の8第4項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日